

「美知メセナ」制度実施要綱

1. 目的

道路についても住民等と行政が協力して低コストで質の高い維持管理を行うことが求められています。

本制度は、趣旨に賛同し、ご協力いただける企業等に、道路の清掃や植栽の剪定等をお願いし、実施いただくボランティア制度です。

2. 対象企業等

趣旨に賛同し、ご協力いただける県管理道路近傍の企業等です。

3. 活動内容

県管理道路の清掃や道路植栽の剪定、施肥、除草、灌水等を安全な範囲で実施して頂きます。

活動回数は、原則として月1回以上とし、年度末に活動報告を提出頂きます。

なお、知事と協議のうえ、花壇の草花等により、企業等のイメージマーク等を表現していただくことができます。

4. 協力の届け出

協力いただける企業等は、知事あて届け（様式第1号）を最寄りの地方振興局建設管理部もしくは大津土木事務所まで提出してください。

5. 合意書の交換

知事は、届けの内容を審査し、支障がないと認める場合は、届け出企業等と合意書を交換します。

6. 活動区間の明示

合意書の交換後、企業等は、活動を明示するサインボードを、知事の承認を受けたうえで設置してください。

また、活動期間が終了もしくは期間途中で活動を止めた場合は、サインボードおよび花壇のイメージマーク等は速やかに撤去してください。

なお、サインボードの大きさおよび掲載内容は別途定めます。

7. 活動期間

原則として2年とします。

ただし、活動を継続して頂くことができます。

8. 報償等

金銭および物的な報償はありません。

ただし、4年以上熱心に活動いただいた企業等には、知事から感謝状をお送りします。

また、県の広報誌等で活動状況等を広報します。

9. その他

(1) 細則は別途定めます。

(2) 本要綱の運用に係る業務は、土木交通部道路課で行います。

(3) この要綱は、平成14年12月13日から施行します。

「美知メセナ」制度実施要綱細則

1. 対象企業等および活動範囲

10人以上の社員がこの活動に参加できる企業等で、県が管理する道路の区域内に設置された延長が概ね50メートル以上の植栽施設帯およびその周辺で、次に掲げるものを除きます。

- 1) 高木（樹高3m以上）の剪定整枝等の危険が伴う作業
- 2) 中央分離帯等危険が伴う作業
- 3) 交通量が多く危険が伴う作業

2. イメージマークの表現範囲

植栽帯へのイメージマークの表現は、次の項を満足するものとします。

- 1) 低木植栽部分に草花を植栽するため、花壇に改造することができる。
- 2) イメージマークは草花のみで行う。
- 3) 表現の内容は社章、ロゴマークとする。

3. 活動内容および報告

活動内容には、植栽施設の管理の他に、道路の美化および道路利用者へのPR等です。

活動報告は、活動回数、内容、参加人数、写真で、年1回所管の建設管理部等へ書面で報告頂きます。

4. サインボードの設置

サインボードの設置に当たっては、次の各項を満足するものとします。

- 1) サインボードの記入内容および寸法は添付（図-1）とする。
- 2) サインボードの企業がレイアウトするゾーンは、会社名および社章、ロゴマーク等とする。
- 3) サインボードは植樹帯内で道路の交通、視界を妨げない所に設置する。
- 4) サインボードは両面または片面に設置し、その選択は企業が行う。
- 5) サインボードの設置に関しては、道路法第24条を適用する。
- 6) 設置中のサインボードは、道路管理者に帰属する。

5. サインボードの撤去

サインボード撤去は、企業が行うことが原則であるが、次に掲げる場合は、建設管理部等で撤去処分します。

- 1) 無断で設置されたものおよび道路管理者の撤去命令に従わないもの
- 2) 期間途中で活動をやめ、サインボードの撤去を行わないもの
- 3) 活動期間が終了し、活動の継続手続きが行われないもの

6. 感謝状および広報

企業の選考および推薦は各建設管理部長が行い、土木交通部長が表彰し、県広報誌「滋賀プラス1」等に掲載します。

この細則は平成15年 2月20日から施行します。